

建設工事による建物被害と税金 (Part-1.所得税)

建設工事により建物等に被害が生じた場合には、それを補填するための費用(補償金)が支払われることがありますが、これらに対する「税金」について少しご紹介します。

【事業損失の場合は費用負担?】

東京都や横浜市では公共工事により建物等に被害が生じた場合には「損害補償」として扱われ、支払われる金銭を「補償金」と称します。この補償金の支出は民法第709条の規定を根拠としているため「損害賠償金」に相当します。一方、これ以外の起業者では、一般に「事業損失」として扱われ、この場合、補償とは呼ばず「費用負担」と称します。これは現段階で事業損失の法的根拠が明確にされていないため「行政上の措置としての費用負担」と位置づけているためですが、損害を補填するための費用であり、実質的には「損害賠償金」と同じです。

【これら補償金に対する課税】

事業損失については様々な類型がありますが、「日照阻害」については、所得税法施行令第30条に規定する慰謝料に類するものとして課税しない旨の扱いが明らかにされているものの、「地盤変動」については明確な規定はありません。しかし、同様に扱われるべきものと考えられます。また、事業損失の費用負担金は前述の通り実質的に「損害賠償金」ですので、事業損失が「不法行為」によるものであるかは議論のあるところですが、地盤変動による建物等の被害は「突発的な事故により資産に加えられた損害」であることは明らかです。

【所得税法第9条第1項第十七号】(非課税所得)

保険業法(平成7年法律第105号)第2条第4項(定義)に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金(これらに類するものを含む。)で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの

【所得税法施行令30条】

法第9条第1項第十七号(非課税所得)に規定する政令で定める保険金及び損害賠償金(これらに類するものを含む。)は、次に掲げるものその他これらに類するもの(これらのものの額のうちに同号の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分)とする。

- 一 省略
- 二 損害保険契約に基づく保険金及び損害保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金(前号に該当するもの及び第百八十四条第四項(満期返戻金等の意義)に規定する満期返戻金等その他これに類するものを除く。)で資産の損害に基因して支払を受けるもの並びに不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金(これらのうち第九十四条(事業所得の収入金額とされる保険金等)の規定に該当するものを除く。)
- 三 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金(第九十四条の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。)

【まとめ】

このように損害補償における補償金も事業損失における費用負担金も非課税所得と考えられます(但し、実害に対する補償金以外が含まれる場合は注意が必要です)。一方、これらは個人の所得についてですので、法人(事業用資産に対する損害)は税法上の取り扱いが異なる場合もあるので注意が必要です。